

水俣病裁判
水裁

論弁頭口第5回すあ

「細川ノート」提出原告側

被告側も「手記」を証拠申請

水俣病裁判の第5回口頭弁論は十日午後二時から熊本地裁民事第三部斎藤次郎裁判長係りで開かれるが、この日原告側はさる四日東京で行なわれたオックスン付廣府院長細川一氏への臨床尋問のさい示した「細川ノート」の写しなど四点を証拠として提出、被告側も尋問のさい使った「文芸春秋」四十三年十二月号に掲載された細川氏の手記を証拠申請する。

臨床尋問内容も陳述

これまで証拠として提出された 社長が配ったわび状の三点(申すのは、原告側が申請した①公費証 一号証から三号証まで)だけ。定の貨物②熊本水俣病研究班の「水俣病」(本誌)③江頭チツソ ④臨床尋問に先立って原告が独自

に行なった細川氏からの聞き取りを文書にした供述録取書⑤四十四年九月二十日、細川氏が武内忠男期大教授にあてた七二七号ネコの実験結果を記した手紙⑥細川氏が病院時代に記してきたいわゆる「細川ノート」のうちネコ四〇〇号前後のメモを写した写真⑦⑧を

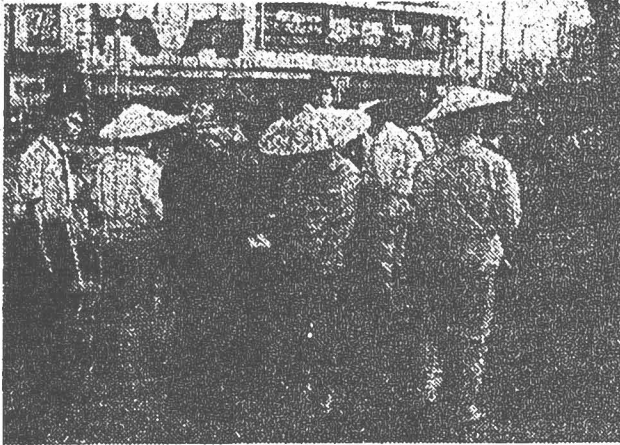
調査したもの四点で、四日の臨床尋問のさい原告はこれらを細川氏に隠秘してもらい、これをもとに移問した。

いっぽう被告は「文芸春秋」の手記をもとに反対尋問を行なっている。

十日の弁論では先に提出している原告側の第四準備書面、原告、被告双方の釈明書が陳述されるはか、四日の臨床尋問内容も陳述さ

れる。

裁判所では九月中旬に予定されている第八回までで双方の主張を整理し、七回からは証拠調べに入りたいとしており、四日の尋問のさ



小倉駅前で署名運動をする水俣巡礼団